

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会

第4回 議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会

《 会 議 録 》

日 時：平成 15 年 12 月 22 日（月） 14:00～15:45

会 場：石狩市役所 5 階 議会第 1 委員会室

第4回 議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会会議録

開催日時：平成15年12月22日(月) 14:00～15:45

開催場所：石狩市役所5階 議会第1委員会室

【出席委員】(敬称略)

委員長 熊倉 正博

副委員長 阿部 政二 佐々木 友治

委員 高田 静夫 成田 一夫 羽立 福光 酒井 敏一
村重 節子 坪田 清美 伊藤 一治 後藤 崇
佐藤 克廣 田中 宣律

【欠席委員】(敬称略) なし

【事務局】

工藤 泰雄 清水 敬二 松儀 倫也 田中 匡 佐々木大樹
富木 則善 中村 裕一 江部 靖

【規程第6条第3項の者】 3名

議会事務局職員 3名

【傍聴者数】 15名

一般 14名 報道関係 1名

議事日程

1	開会.....	3 頁
2	協議事項.....	3 頁
	議会議員の定数及び任期について.....	3 頁
3	その他.....	19 頁
	第 5 回会議の開催日時等について.....	19 頁
4	閉会.....	19 頁

1. 開 会

熊倉委員長：皆様こんにちは。皆様におきましては、ご多用の中お集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

当小委員会も4回目になります。第7回合併協議会もこの25日に開催され、農林水産、建設関係が協議される運びとなっております。合併した場合の姿が少しずつではありますが、住民の皆さんに情報として伝わってきているものと考えております。

当小委員会で協議しております議員の定数及び任期につきましては、合併協議において住民の関心が非常に高い案件でもございます。委員の皆さんの忌憚のないご意見をいただきたいと考えております。

本日は十分な意見交換の場として議論を深めていただき、前回開催しました10月10日より約2カ月半の間に、委員の皆様方が時間の経過とともに、それぞれの考え方がまとまってきたのではないかと思います。本日は委員全員のご出席をいただいておりますし、共通委員の二方には後ほど参考になる意見を求める予定でもございます。どうぞよろしくご協力のほどをお願い申し上げます。

ただ今の出席委員数は13名で、定足数に達しておりますので、議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会を開催いたします。

2. 協議事項

議会議員の定数及び任期について

熊倉委員長：本日の日程は、配付の会議次第のとおりでございます。前回の小委員会で継続となっております本則パターン1-4及び在任特例のパターン3の二つのパターンにつきまして、再度各委員の考え方をお示しいただき、それらの考えを聞いたうえで、議論を深めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。このように取り進めてよろしいですか。

(「異議なし」の声)

熊倉委員長：異議なしの声でございますので、そのように進めさせていただきます。

それでは、議会議員の定数及び任期についての意見を伺いたいと思っております。はい、高田委員。

高田委員：今委員長がごあいさつの中で、4回目ということで、そろそろ結論を出すべき時期に来たのではないかと私も思っておりますけれども、私は第1回、ここで開かれた小委員会において、いわゆる3点セット、新市の名前とか方式、それらを決めないと小委員会はこれ以上進めないよという意見から、全体会議の中で第3回の浜益の協議会で、方式は編入合併、新しい市は石狩市、そして事務所を石狩市役所に置くという、この3点セットが決まりました。

それによって、この小委員会も入口論議から中に入って、具体的な中身について議論してきたわけですが、第3回の浜益の小委員会において、私は今残っています1-4、あくまでも基本的に編入合併の考え方を私はとっておりますので、石狩の議員の数はそのまま、合併する際、50日以内に厚田、浜益の議員は選挙をして出てくると。それで一応5万6,000人の石狩市民の中で議員数が26名、それを厚田、浜益に当てはめると、厚田が2,800人の1.3、浜益が2,200人の1.1、議員が1人ずつでいいということになりますけれども、それでは28という定数なんですけれども、私はとりあえず合併後は30の定数でという考えを持っています。

それで、私の考え方はもちろん今まで3回やってきた中で少数意見ですけれども、編入合併

の形をとるのであれば、そういう形の方が私はやっぱりベターではないかと。そうでなければやっぱり50人の議員で平成19年5月までですか、約2年間なんですけれども、議員報酬が1億1,520万円多くなりますね。そういうことも考えると、石狩市民に対してやっぱり私は立場として説明ができないと。まして、石狩市民はどちらかというと、厚田、浜益との合併よりも札幌市との合併を望んでいる方もやっぱり結構いますので、そういうことを考えると、もし合併をするのであれば、そういう方式でないと石狩市民は納得しないのではないかと、私はそう思っています。まして、近ごろ合併に反対するグループがまた一つできました。それでその中身を見ますと、「石狩も財政が厳しいのに、どうして厚田、浜益の苦しい村の面倒を見なければいけない」というような、そういうような中身もありますので、何とかひとつ、これは私の意見ですけれども、この小委員会の中で、その方向に取り進めていくようお願いしたいと、そういう考えであります。以上でございます。

熊倉委員長：はい、わかりました。実は、前回委員の中で村重委員と坪田委員が欠席でございました。概ね他の委員からは発言をいただいているわけでございますけれども、できれば村重委員、坪田委員と、ご意見をいただきたいなと、こう委員長としては思っているわけでございますけれども、いかがなものでしょうか。よろしいですか。はい、村重委員。

村重委員：私は一般市民として、今までずっと協議してきた中で、私の結論としては私もパターン1-4でよろしいかなというふうに思います。

何が常識か非常識かということは別にしても、一般の市民としては、やはり50人という人数、どうしても「そうですか」と簡単に言える人数ではないなと思っています。30人でも多分一般市民の方たちは多いと感じられるのではないのかなというふうに思いますが、今お話しがあったように、私も1名ではなく、厚田、浜益から2名ずつの30名ということで、よろしいのではないかなと思っています。

熊倉委員長：それでは続きまして、坪田委員、お願いできますか。

坪田委員：私ははっきり言って、どっちがいいのかよくわからないでいます。

新設か編入かというお話しのお話しのときも、一番大事なところだったのですけれども、パターン1-4にするということは、厚田、浜益で選挙して、今いる議員さんの立場は守られなくなるんですね。石狩はそのまま守られてすよね。その辺であのときにもいろいろと吸収合併になったときにもめたというか、いろんな意見が出たように、二つの村の立場に立って考えると、ちょっと迷います。ただ、村重委員おっしゃったように、実際に50人がどうかというと、そこもやっぱり無理かなと思うし、お金もたくさんかかるし、それから反対派の方たちがたくさんいますので、きっと1-4ではなくて3の方をとると、やっぱり石狩市民は納得しないだろうと思います。

それで、厚田、浜益の議員さんが1人もいなくなるのではなくて、今の案ですと2人ずつということですので、数ではないのではないかなと、議員さんがちゃんと選挙で選ばれて、その厚田や浜益の意見をきちっと議会に組み込めるのであれば、1-4でも仕方ないのかなというふうに思いますが、今日いろいろな方の意見をもうちょっと聞かせていただいて、正直なところちょっと迷っているという感じです。

熊倉委員長：はい、わかりました。今日はフリートーク方式でということでご案内もしてありますので、この後はどうぞひとつ、この前発言したからということではなくて、今度いろいろな発言に対しての疑問だとか、また質問等をいただければと思いますので、これからは手を挙

げていただいて、ご指名をしたいと思いますので、よろしくお願いします。はい、阿部委員。

阿部委員：今お二方からご意見出たわけでございますけれども、要するに考え方というか立場の問題であって、編入する側の考え方と編入されるという私たちの方の考え方の違いがもうここではっきり出てきております。

いまだに、いわゆる石狩市民の多くは札幌市との合併を願っている人が多いというような、そういう心情の中で、私たちが果たして石狩市と一緒にやっていけるものかどうかと、まず冒頭にそれは非常に不満に思いますね。いまだにそういうふうなものがこういう席で出てくると、発言が出てくるということは、厚田、浜益の村民を非常に侮辱していることにはならないかというふうに私はまず思います。ここまで来ているのに。いまだに札幌市と望んでいるからとか、そんなことを言われるのであればという考えもまず持たざるを得なくなりますね。

それと、パターン1 - 4、これも確かに選択肢の一つですから、今これから協議するのですが、編入される側なんだから、選挙区を設けて人口基準に合わせて1人ないし2人選んでこいと、これもやはり編入する側の考え方なんですよね。これはこれでそれぞれ厚田と浜益で選挙して、仮に代表を選ぶとします。そして新市の議会に送り込む。それが30人で石狩市議はそのまま26人、厚田、浜益は多くて2人ずつで4人ですよ。ところが選挙をして出ていくのは厚田と浜益だけの議員ですよ。石狩市の26人というのは一切選挙しないわけですよ。その26人が浜益と厚田から行った議員2人が頑張ったときに、極端な言い方しますよ、26人の方は「自分たちは浜益や厚田から1票ももらっていないよ」というような感覚になりませんか。議会の中で。30人の中で。それはちょっと極端な言い方になります。ですけれども、編入される側の我々村民の、これは私も含めてですけれど、やはり住民の気持ち、心情、たった2人だけでいいのか、あるいは1人で大丈夫なのかと。いろんな課題を抱えている中で、合併協議会の中でも、新市になってから検討して云々かんぬんとか、そういう項目がいっぱいあります。新市になってから再編するとか、検討するものとするとか。これが非常に私たちは心配なんです。1人ないし2人の人が新市になったとき、我々厚田村が130年培ってきた文化だとか伝統だとか、あるいは条例一つとっても、これを本当に守っていけるのかなと。

私はやはり前回も申し上げましたけれども、パターン3、少なくともこれはもう絶対譲れない線だと。確かにおっしゃったように、経費の部分だとかいろいろあると思います。もし経費の部分で議論するなら、私はまだこの後考えはありますから、そのときにまた言いますけれども、要は残任期間ですよ。石狩市議の。ずっと50人でいくとかそういう話しになっているわけではないのです。仮に、平成17年3月31日に合併ということが相整ったと。ですけれども、実際には合併する期日、1年間の有効期間あるんです。ですから平成17年3月31日をもって、では一緒に仕事しましょうということには絶対あり得ない、まず。必ずや半年や最大限1年ですから、1年は延びていくと。

それからもう一つ、新市になったときの予算は誰がつくるんですかと。これも一つの大きな問題だと思いますよ、私は。ですから、そういったことの新市の当初予算も厚田1人、あるいは2人、浜益1人、2人が行って予算にかかわるよりも、12人みんなで行って自分たちの郷土、自分たちの地域の思いを、下手すれば1年しかないですよ、残任期間。そこで私はやはり議論するべきだと思います。それが村民の付託にこたえる大きな部分だというふうにまず思いますので、とりあえず申し上げておきます。

熊倉委員長：はい、わかりました。その他、手を挙げて先に発言したいということであれば。

(「なし」の声)

熊倉委員長：ないようでございますので、副委員長であります浜益村の佐々木委員どうですか。

佐々木委員：私はこの前の浜益で小委員会があったときにも申し上げましたから、その部分は委員長も知っておりますので申し上げませんが、今厚田村の阿部委員のいろんなご意見がございました。私はそのとおりだと思っております。

そして、先ほど高田委員の方から、何か厚田、浜益に対して困るところを助けるような発言がされた。私もこれちょっと今気持ちの中にくっと来たような感じを受けたのだけれど、そういうところと合併していいのかわいのかと、このようなことも考えられると思いますよね。石狩市がそれだけ望んでいないものだったら、合併することができないような感じもするわけです。やはり、これは私はこの前に浜益で小委員会あったときにも、パターン3でもってやると。50人体制でもって、これはお金がかかるけれども、先ほど阿部委員も言ったとおり、お金のかかるのは後でお話しをすれば削ることができるんだから、この50人体制でもってやって、そして石狩市の議員の任期満了になるまで2年間の間、その間にいろんな条例を議決しなければならないことでもありますよね。

そういうことになりますと、石狩市が議員数26名、そして浜益、厚田2名ずつ議員がおっても、結局編入ということで石狩市の条例がそのまま生きてくることになるんでしょうね。そうした場合、やはり浜益、厚田、そういう僻地のところにどういったような問題があるかということをしっかり見定めて、そういう条例をつくってもらえるならいいのだけれども、恐らくそうにはならないと思っております。ですから、私はパターン3の50人体制で、2年間の間はどうしても議会を開いてもらいたいと。いろんなものを決定してもらいたいと、このようにも思っているし、そしてこれは極端な話だけれども、浜益の議会でもいろんなことをやはり協議しております。ほとんどの議員は「50人体制でなければだめだ」と、このような意見が多いために、これがやはり合併しろということになって、それぞれの議会でもって議決をするわけですよね。そうした場合に、もしかしたら反対があって、その50人体制でなかったらだめだということで、あくまでもそれに対して30人体制でもって決めた場合に、恐らく不安なような状況が出てくるのではないかなという心配はあります。浜益の場合は、以上です。

熊倉委員長：わかりました。議会で否決される場合もあるということですね。そういう意味のことですね。

佐々木委員：ええ、そういうこともあるのではなからうかと。これはまだやっていないからわからないけれども、そういうような空気が十分にあるようでございます。

熊倉委員長：前回、ちょっと浜益村の中で違った意見がありました後藤委員、その後どのような考え方持っているか、ひとつ発言していただければありがたいです。

後藤委員：私は先般の浜益の第3回のときには、パターン1-4の方に賛同するというところで発言したのですが、これは今でも変わっておりません。

私どもの議員さん方は、パターン3の方でやるということで、この在任特例プラス定数特例の方法で2年間だけは全員でやるという場合には、確かにこの2年間は浜益の意見、厚田の意見は大きな石狩の議員さん方と対等な意見ができると思うのですが、これから合併するまでの間にもう2年間あるのですから、その間によく小委員会なり委員会の中で話しされるべきであって、やはりこの合併は国から押しつけられたような合併と私は感じるのですが、何せかんせやはり日本の国が力がないということで、日本の村から町から隅から隅の国民

へ負担がかかったような借金を抱えたような状態の中で、なおかつこの北海道の中の平成の合併ということです。50人体制はたった2年間だけですけれども、先ほど高田委員が言ったように、相当の金額になるわけですよ。その金額が云々というよりも、私はこの17年の3月の任期までの間に話し合うべきであって、その後は私が心配するのは3の方であれば、仮に30人体制になれば、28人体制になれば厚田、浜益は1人ですよ。それではやはりこれから長い目で見た場合には、厚田、浜益は小さいからということで、石狩市の26人体制の中から見れば、本当に虫眼鏡で見なければならぬような小さい人数であれば発言権もないのだけれども、パターン1-4であれば、当初から浜益、厚田村は2名ということで、発言力は倍加するので、私は合併した後のことを重んじて2名ということで、パターン1-4を賛成しているわけです。

熊倉委員長：わかりました。前とそんなに変わってはいないということでございますね。はい、高田委員。

高田委員：阿部委員と佐々木委員に、私の言い方が誤解を招くような言い方であれば申しわけなく思っています。

私は自分の意見を今言ったのではなくて、1週間ぐらい前に、こういうの厚田、浜益に入っていますか。この紙が投げ込みで入っていたのです。この中にやはり今私が私の考えを言ったわけではなくて、こういう考え方もあるということ私は今伝えただけなんです。決して厚田、浜益を侮辱しているわけでないし、私も浜益出身ですから、やっぱり一緒にやりたい気持ちはあります。しかし、現在石狩に住んでいる人として、やはりこの編入合併のことを考えて、基本的に私は編入合併と決めたのですから、全体会議で。その編入合併を基本にして私は物を言っているのです。ですから、困った、面倒見るとか、佐々木委員言ったけれど、そういう考えは毛頭ありませんよ。

ただ、石狩市民に対しても私は言いたいことがあるのです。「5年、10年のスパンではなくて、もう30年、50年、100年の考え方をしてくださいよ」と。「今厚田、浜益と合併をしてメリットあるのか」と言われますけれども、そうではなくて、「目先のことでなくて、やはり30年、50年、100年先のことを考えてください」と。ちょっとこの内容を見ますと、浜益を小ばかにしたようなことも書いてあります。「80%以上山林である」とか。私は今山林というのはいい財産だと思っています。逆にね。だからこういう考え方もあるということ私は今伝えただけで、決して侮辱とかそういうことはしません。以上です。

熊倉委員長：ちょっと暫時休憩いたします。

(休憩)

熊倉委員長：休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

暫時休憩をとったのは、先ほど委員の中から、例えば2年間で費用がどれぐらいかかるかという話しがちょっと出ましたものですから、傍聴者の方々もおられるから、いかがかと思ったのですけれども、その部分についてはもう少し議論を深めた後で、また事務局から説明をいただくということで、ちょっと休憩をとりました。

引き続き発言がございましたら挙手願います。はい、成田委員。

成田委員：一連の話しを聞かせていただきましたけれども、私はスタンス的には新設、編入のあたりからちょっと皆さんと違っていたんですよ。私は編入ではなくて新設ということで唱えた方なんですよ。

なぜかという、新しい市の中で選ばれてもいない人が議員だよ。例えば編入の場合でもそうなんだろうけれども、石狩市はそのまま残るよ。選挙しないでいいんだよ。厚田と浜益だけ選挙してこいよ。これおかしいのさ。それぞれで選挙しなければならない。今新しい市になろうとしている市民からしたら、「石狩市の市会議員は選ばれたの」、ここら辺からおれはもう非常に疑問を持っていて、できるのであれば、やるとすれば新設で向かうのがこれは当然筋だろうと。まずそういう考えで進んでいたんだけど、最終的にいろんな調整の中で、厚田も、浜益もそうでないかと思うけれども、ある意味では妥協した形をとったのではないかと。なぜかという、これは編入であっても対等で話しができるんだよ。これに惑わされたと思うの。編入は編入なのさ。新設は新設なのさ。そこに大きな間違いというか、誤算があったのではないかと思う、それぞれ。それぞれと言ったら差しさわりがあるけれども、そこら辺がちょっと考えなくてはいけないところではないのかな。

今の高田委員なり、いろいろお話しがありましたけれども、非常に石狩市民の皆さんから言わせると、厚田がややお荷物なのかな、これが1点と、石狩市民はどの程度の割合でどうなっているのかよくわかりませんが、かなり札幌の方を向いているのだと。そういうことであれば、ここで無理して厚田、浜益と石狩が一緒になって、頑張ろうやという話しにもならないのではないのかな。むしろ石狩市は札幌市と協議を進めていく方が、これは市民のためにもいいのではないのかな。そんな感じを受けていますけれども、ここら辺については反対にいかがでしょうか。

それともう一点、議会は数ではないのではないかと、どういう思いでおっしゃったのかちょっとわかりませんが、多分よく承知をされていないのではないかなと思うのですけれども、議会は数です。完璧な数です。そういうことでよろしいのですよね、数ですよ。だからそこら辺の認識をきちっと踏まえたうえで結論を出さないと、大変なことになってしまうのではないかと、そんな感じをしましたので。話しとしては、流れとしては、パターン3ということで。

熊倉委員長：まだ全員の意見は聞いていないのですけれども、どうですか、このあたりで酒井委員、ひとつ。

酒井委員：最終的にこの合併協議会というのは、決まった段階で1市2村の議会にかけて決まるんですよね。ということは、非常に難しい問題で、議員さんのご機嫌をとっておかないと、これ全然話し進まないですよ。

前にもお話ししたつもりあるのですが、首長さんも3人いらっしゃいまして、残るのはお1人さん。そんなことも考えて、本当に市民や村民から選ばれて来ております皆さん方を簡単に首を切るというのは大変難しいことではあるのですが、先般の新聞報道で、合併特例に基づいて議員定数を諮りましたらリコール運動起きて、またやり直しの選挙しましたよね。それを考えると、どうも石狩市もそんなことがあり得るのかなという危惧をしております。

やはり合併の本筋というのは、費用負担もそうですが、そんなことも合わせて考えていかなければならないのかなというぐあいに思いますので、先ほどお話しありましたけれども、「1市2村、一緒に選挙やってください。もしできれば26人の定数このままで。」というお話しが最近とみに私の耳に入っておりますので、あえて私の意見としてここで述べさせていただきます。

熊倉委員長：経過としてはそういうことでございますし、いろいろご意見が出たのですけれど

も、坪田委員、いろんな意見を聞いてみて、もし何かございましたら。反論とかそういうことではなくていいですから。

坪田委員：漠然とした感想ですけれども、ちょっと北広島の職員と同じ会議になって、石狩と北広島は同じ時期に市になったではないですか。だから向こうでも合併の話が出ているのかなと思ひまして、「合併の話し出ているの」と聞いたら、「いや、うちはやらないよ」と言っているんですね。北広島は出てないんですね、全然。協議会が立ち上がってないのですね。同じぐらいの市なのに、何で石狩は合併協議会があるのかなとか、感想ですよ、ふぁーっと聞いてください。それとか私一般からの委員ですから、私の周りの人は「無理だべ」とか、「だめだべ」とか言う人ばかりなんですよ。そういう中で、「いや、そんなことないよ。もしなかったらという姿のために協議会で話しているんだから」と言っても、「むだだべ」とか、こういう話しが多いんですよ、確かに。

それと、この間、先ほど高田委員が見せてくれた紙が各戸に入ったんですよ。すごいそっちの方がわかりやすいんですよ。申しわけございません、委員なのに。でも委員で毎回毎回たくさんの懸案をやっていくと、少しは一般の私みたいな者でも中身わかってきましたけれども、でも普通の市民はあのボリュームの協議会の内容をわかれという方が無理ですよ。その辺、「議会で合併するかしないか決める」と言っているのだけれど、議会というか議員さんというのは市民の代表でしょう。でもそこに民意というか市民の声は本当に届くのでしょうかというか。いや、議員さん信じていますよ。だけどやっぱりあれは「住民投票すれ」というふうな紙なんです。そういうのもわからなくはないかなと。確かにあっちもただかいつまんで悪く言っている部分もあります。私、委員で何回も何回も出れば、そうではない部分もあると思うんですけど、でも市民みんなにわかってもらわないで、これ進まないんだろうと思うんですよ。これはちょっと議員定数と離れまして申しわけないんですけど。それで、このままでいくと、「合併になってしまうぞ」みたいなことで。「住民投票すれ」ということはやっぱり市民の民意がどこ、市民のための合併でなかったらやっぱりだめなんだと思うんです。議員のためでもなく、市同士でもなく。市同士というのはひいては市民のためですよ。やっぱり市民にわかってもらわなければ。どうやってわかってもらうのかなというのが、もう私にはわからないんですよ。

熊倉委員長：わかりました。続けて村重委員、もしご発言ができればお願いします。

村重委員：議員定数のことをもう少し言わせていただければ、私も一般市民として、結局全部合わせて6万強の市民が、やはりそうかというふうな説明責任は絶対しなければいけないと思うんですよ。それは浜益の住民、厚田の住民だけではなく、石狩の住民も全部含めた6万強の住民の方たちにやはり説明をしていかなければならない責任はあると思います。

議員さん方が議員さんのことを話すと、どうもその部分を話しているように、私は一般市民として見えてしまいますよね。自分たちが議員であるという。私は議員でないですから。酒井委員がおっしゃったように、私も本当は選挙方式は新設がいいなというふうに思っていて、委員長にもお話ししたことがあるんですけど、やはり本当は石狩も含め全部で選挙を行うと。費用もかかります。費用はかかるとは思いますけれども、本当はそういう形が一番いいだろうと。ただ、決まってしまった範囲の中で考えてくださいというふうになったときに、先ほど高田委員の方からありましたけれども、やはり編入の方式で、こういうパターンを与えられた中でどれを選ぶといったときには、一般市民としてはやはり30名、それでも本当は多いかもしれな

いというような感覚でお話しを。どこかで決めなければならないんですよ。だから、そういうときに何を選ぶかといったときには、浜益、厚田の議員さんの気持ちはよくわかります。2人上がってきて、要は二千何人という住民の方たちの意見を代弁できるかというときに、つらさはあると思いますけれど、私は石狩市民としては、議員さん方を信頼したいというふうに言うしかないんですよ。

だから、どれを決めるといったら、私は30人でというふうに言いましたので、そこら辺、何とかうまくいくように、そして坪田委員も言いましたけれど、やはり市民に届く、そして市民の声が反映されるようなものに本当にしていただくためにはどうしたらいいかという、なかなか合併協議会に出ているかわからないんですが、そこら辺もうちょっと大事にしていっていただきたいというのが私の気持ちです。

熊倉委員長：どうですか、後藤委員、もしご意見がございましたら。

後藤委員：私は厚田村も、浜益村も、委員はほとんどが議会議員ですよ。私は議会議員でないのですけども、農協ということで出ているのですけども、私、内心考えると、大変侮辱した話しになるかもしれませんけれども、浜益、厚田の意見は合併して石狩市議会議員になりたいのかな、そういう気持ちが多いのかなという、何かこう、侮辱するようなことなだけども、そういうことも内心あるのかなという気持ちがある反面、議会議員の方々そういう人ではないよなど。やはりこれから新しい新市を持つためには、そんな小さい気持ちでないよと、そういう自分からも励ましてやりたいような、そういう気持ち持っていると思うのんですけども。

私は26人ではなく、30人のね、浜益、厚田の机2つずつをつくっていただいて、そしてその後の反映は全市でやると。今決めておかないと、それもなくなる可能性はあるよね。だから、そういう条例ははっきりしておいて、浜益選挙区、厚田選挙区ということで2名は出していただくと、そういうような方法で、合併したときに一緒に浜益、厚田村も30人の体制でやっていきたい。それが私としては最も浜益村民に与えられたこれからの道かなというふうに考えておるんです。

熊倉委員長：わかりました。続きまして羽立委員どうですか。同じ浜益出身でございますけれども。

羽立委員：私は議会の方で合併問題特別委員会を設置しておりまして、委員長を仰せつかっているわけなんです。それで来る前にパターンの問題が出まして、私ら2人、3人で決められないということで、その合併問題特別委員会を開催しまして、議員の意向を聞きまして、やはり「パターン5でやれ」ということで、一応内定したわけなんです。

考えてみますと、2年間ですから、経費はかかるとは思いますけれども、しかしながら新市になった場合の市民の浜益村、厚田村の住民の意見を反映して、そして新市の議会で2年間、やはり各種条例や規則、そういうものがございますので、それを審議していくのが正しいやり方だと思って、私は考えているわけです。

今、後藤委員から、「浜益の議員が市会議員になりたいというような考え方があるのかな」という、そういうような言葉がございましたけれども、さらさらそういう考えはございません。はっきり言いますと、私は侮辱されたような感じを受けます。以上でございます。

後藤委員：委員長、私冒頭、いろいろ言いましたけれども、後でほめ言葉を言ってますからね、その辺はご理解ください。

熊倉委員長：そのことは前段ちゃんと私ども認識しておりますので。ただ今、羽立委員が言っておられましたパターン5というのは、パターン3でいいんですね。いいですね。そういうふうに訂正してよろしいですね。

羽立委員：ちょっと付け加えますけれども、最終的には議会で決定するということになっておりますけれども、その前にやはり厚田も浜益も住民へのPRをして、こういうパターンが決まれば、これを公開してその賛否を問うのがやはり我々議会の使命感でございます。以上でございます。

熊倉委員長：残りました伊藤委員、どうですか。

伊藤委員：私の考え方は前からずっと一貫してまして、パターン3及び5という、この部分でございますけれども、まず厚田でもいろいろ合併に対する住民の思いとか意見とか、そういう活動をされている方たちもおられますし、いろんな方おられますけれども、このテーブルに着いている基本的な部分、石狩市、厚田村、浜益村の合併について、それは論議しているのであって、石狩のように札幌に向かって論議するというようなことはしていませんから。私たちがそれをやるというのは、例えばそういう声がないとは言い切れない部分もあります。5万人の石狩市となぜ一緒にならなければならない。厚田、浜益、当別で農協は1つだし、第一次産業は我々にとっては非常に大きな産業でございますから。それに新篠津が入っても、一部事務組合の5カ町村の構成のうちの4カ町村がそこで網羅できるわけですから。都市部がない農村部で、当別なり厚田なりを中心に、新篠津でもいいんですけれども、浜益村でも結構なんです。そういう形の方がいいのではないかという意見も確かにあります。でもそういうのをこういう場所です話してではないと思っていますんですよ。

先ほど、坪田委員が非常に貴重な意見を言われたと僕は思うんですね。これは石狩市民に対する行政側の責任ともいうべきことだとは一部思いますけれども、例えば北広島市に合併協議会がなぜつくられない。周りに村がないからなのか。それとも市でつくらなくてもいい何かを持っているのか。石狩市の隣にたまたま浜益村と厚田村があったから、ここの面倒を見るために石狩は頑張ってくださいという形なのか。それとも石狩市自身が合併特例債か何かを、何かしなければならぬ部分もあるのか。その辺をやっぱりきちっと見きわめてほしいと思います。

高田委員が言われたような意見は、それは高田委員の意見でないということは十分存じております。それはもうそういう意見もあるから、事を慎重に運んでほしいという意味合いだというのはわかりますけれども、それをこの場で言われたら非常に憤りを感じますので、今後はこの場は石狩市と厚田村と浜益村の合併をするとしたら話しをする場だという認識を基本的に持っていただきたいと思います。以上です。

熊倉委員長：はい、高田委員。

高田委員：伊藤委員、今の話の中で、してはいけない札幌との合併の協議などは一切していませんよ。石狩は。市民の中でそういう考え方もあるということをおっしゃってだけで、一切そういう議論はありませんので。

伊藤委員：委員長、いいですか。

熊倉委員長：はい、どうぞ、伊藤委員。

伊藤委員：決して高田委員、そういうことをおっしゃっているというのではなくて、そういう意見もある、意見もあるということをおっしゃられたら、まずそっちの意見を集約してきてくださいよ。この場は厚田村と浜益村との合併を論じる場なんだと。それをまずそっちの市民

の感情の中で集約してください。「O.K.です」と。両立するなりして下さって結構なんですよ。石狩と札幌と。そんな話しにはならないんでしょう。

高田委員：そういう議論はしていないと私言っているじゃないですか。

伊藤委員：いや、高田委員がそう言っているのではなくて、「そういうふうに住民が言っていますよ」とおっしゃるんでしょう。

高田委員：いや、そういう考え方の住民もあるということを言っている。

伊藤委員：そうしたら、そこでやっぱりまずそこをやってきてください。

高田委員：だからこの中で、伊藤委員。

熊倉委員長：ちょっと暫時休憩をいたします。

(休憩)

熊倉委員長：引き続き会議を再開いたします。実は、休憩前に、パターンにないパターンを発言している酒井委員とか、だんだんそういうふうに似通ってくるようでありますと、私ども審議の過程の中で、委員長としては非常に困りますので。一応パターンにはございません。意見としてはいいですけども、これは後戻りするというわけにはちょっといけないという部分もあるのではないかと。

成田委員：そんなことはない。

熊倉委員長：そうですか。はい、成田委員。

成田委員：前回浜益でやったときに話したけれども、この議論の中で戻ることであり得るよと。だからこの小委員会の中で協議会に言えばいいんだもの。「おれらの意見は大半がこうだったらかうだ」という、このパターンでは結論が出なかった。これはこれでいいのではないの。どうしてもこれに縛られなければならないの。これで妥協していいのかな。おれはそんな合併などというのは何もかにも妥協して合併をつくり上げるものではないと思う。戻ったって仕方ないって。

熊倉委員長：今成田委員が言われる意見に対しまして、反論がございましたらひとつお願いしたいと思います。場合によっては戻っていいという、今そういう取扱いをという意見だと思うのですけれども。はい、伊藤委員。

伊藤委員：戻るという表現が当たっているのかどうか微妙なところでしょうけれど、このパターン1とか3という部分のほかに、いろんな議論重ねているうちに、酒井委員言われたようなそういう方法もあるのではないのという、戻るではなくて新しい意見かもしれないから。これは私は貴重な意見かなという気はいたしますし、これはこの二つのパターンにないから議論から外しますというのは、ちょっと何か尚早のような気がしますので、もうちょっと何か皆さんご配慮いただければと思います。

熊倉委員長：この件につきましては、共通委員にもう少し後でご意見をお尋ねいたしますので、よろしく願いいたします。その他に、まだもし反論の意見がございましたら。

高田委員、ないようですか。いいですか、反論はございませんか。

高田委員：第3回の浜益の小委員会で言いましたように、後戻りの議論はやめようよと言いましたよね。今までやってきた議論が全然ゼロになってしまうので、意味のないことでなくて、今ももちろん新しい意見として、これは考え方でですけど。今まで議論したのは何なのよと、わざわざこう絞り込んで、絞り込んで、七つあったものを今二つまで絞り込んできて、それでいてちょっとね。ですから、みんなの考え方でもってこの2本に、1-4と3のパターンに絞り

込んできたのだから、一応そこで議論しましょうよ。

熊倉委員長：はい、わかりました。そういう意見がございますので、ここで事務局に一応この間のいろいろな部分の説明を願いたいと思います。事務局、よろしいですか。

後藤委員：委員長、ちょっとその前に、先ほどから厚田、浜益村の委員の方々が合併したその後2年間発言権ないのではないかと、小さい浜益が1人か2人だと、そういう意見があるので、酒井委員も私もこの合併したときから、改めて全員で選挙しろとなれば、今までの厚田村、浜益村の委員の方々がどういう意見を持っているか、その辺を確かめなかったら、新しいパターンができますよといっても、そうなれば全く無視することだよ。2年間は厚田村、浜益村いないんだから、1人や2人の中だから、その辺の意見を。

熊倉委員長：わかります。後藤委員、委員長としては、意見として私は後戻りと言ったのですが、逆に新しい意見ではないかと、こういういろんなご意見があるものですから、私は事務局に一応今その部分、私も疑問でございますので、説明をしていただきますので、ご了解ください。事務局お願いします。

清水事務局次長：事務局の清水でございます。私の方から若干今の議論の中で出てきました選挙の絡みをご説明したいと思います。

編入合併という形で今ご議論が進んでいる。その形態の中で、編入合併だからどうしろ、こうしろという話しではなく、その中で考え得る、とり得る制度として考えるのであれば、石狩市の議員を含めた中での合併時の選挙というのは制度上ございません。ですので不可能でございます。

中には「全員がやめたら」という形を言う人もいらっしゃいますが、それは制度として出るわけではございません。皆様のご意思、各人のご意思でございますので、それをこの当協議会等で強制するという話しもできませんし、それをまた皆さんで了承し合うということも到底なり得るべきものではございません。ということでございましたらば、制度としてそれを考えることは当然、先ほど申しているように無理でございますので、残されたパターンの中、編入合併のパターンの中には、全員での選挙ということはないということをご理解いただいたうえで、お話しいただければと思います。以上です。

熊倉委員長：今の事務局の説明よくわかりましたか。自主的に辞表を全員が出せばそういうことはあり得ると。だけれども制度的にはちょっと無理ですよと、そういうことでございますので、それをご理解のうえご発言をお願いします。伊藤委員どうぞ。

伊藤委員：事務局にちょっと確認ですけれども、編入合併のパターンを選んで、この合併の特例法を適用した場合は選挙ということは考えられないと。

清水事務局次長：そういうことです。

伊藤委員：そういうことなんだ。

清水事務局次長：はい。

伊藤委員：合併特例法を適用しない形の道はないんでしょうね。今のところはこれを適用した場合のことばかり論議しているから。

清水事務局次長：合併特例法を適用しない場合が今言われている本則の1 - 4のパターン。これが残っているわけです。

1 - 1から1 - 4まで、もう一度ご説明しますと、1 - 1というのは、これは26人の部分で増員選挙等がない場合でございますね。石狩市の議会議員がずっと任期まで引っ張っていつ

てしまうと。その間、厚田村、浜益村から誰も議員が立たない例で、石狩の次の改選期から30人以内の定数を決めた中でやってくださいというのが一つございます。

それから、同じようなやり方で、パターン1 - 2というのは、石狩の次の改選期まではずっとそのままいって、次の改選期に今度は選挙区を設けて、石狩、厚田、浜益という中でやっていくというパターンになります。

1 - 3というのが、50日以内に選挙はするんですけども、それは選挙区を設けないで増員選挙。つまり26人を30人にするとすると、4人の増員選挙を行います。その4人の選挙を新市全体でやる。石狩、厚田、浜益、その全域でもって4人の増員選挙をやるという形になります。

1 - 4についても今ご説明しているように、4人分の選挙区、厚田、浜益で2、2の分を選挙していただくという形です。

熊倉委員長：はい、伊藤委員。

伊藤委員：もう一つ、事務局にお尋ねしたいのですが、特例法を適用して、新市において新議会が招集されるなり開会されたとき、その時点で例えば住民請求権とかそういう議会開催の請求権とか、そういうものは特例法は受けないで済むのか。その部分において特例法はそれより弱いものなのか、その辺をちょっと。

熊倉委員長：はい、事務局。

清水事務局次長：特例法とその自治法の取扱いがダブるといえるのか、それを制御をするものではございません。特例法はあくまでも議員定数に関しての特例を定めているもので、住民請求とかそういうものについて制限するという形とはなっておりませんから、通常の住民請求の形というのは、どの時点でも行えるというふうに理解していただいて結構です。

熊倉委員長：伊藤委員。

伊藤委員：でも、パターン3及び5などを見ても、19年の市議の残任期間までいいと言っているんでしょう。特例法を適用して。

清水事務局次長：パターン3なりパターン5の在任特例のこの在任の期間というのは、石狩市の議会議員の残任期間でございます。この間の定数の特例、つまり条例では26と定めているものを、在任でこの場合で言いますと50人、これになっても構わないよという、そういう特例だということでございます。

伊藤委員：だから、その部分で50人になったら、そこで特例法を適用して50人の議員が誕生するわけでしょう。だけれども自治法との絡みでは自治法の方が全然そういう整合性がないから、自治法の適用があった場合には、特例法はそこでもうあれなんですよという。

清水事務局次長：いや、特例法が消えるわけではなくて、現に50という定数が定められて50人の議員が発生しております。そこにその議員のやり方に不満があると、これは解職しなければならんぞと、それなりの人数が集まって直接請求がなされて、それが通った場合、それがリコールとして成立した場合については、それは50人全員がやめざるを得ない状況になるかと思われま。それは定数の問題ではなく、解職請求の問題です。

伊藤委員：19年4月まで特例法で50人でいってもいいよと言っているんですよ。

清水事務局次長：それは定数が50人とってもいいということであって、身分が絶対的に保障されるというものではないです。

熊倉委員長：住民請求は別だということですね。わかりましたか。伊藤委員。

暫時休憩をいたします。

(休 憩)

熊倉委員長：休憩前に引き続き会議を再開いたします。その他にご意見がございますか。はい、成田委員。

成田委員：さっき言った酒井委員の意見あるでしょう。また戻ってしまって悪いんだけど、それはこの委員会では最初にどういう取扱いになったの。

熊倉委員長：今はまったくそういうパターンはありませんから、取扱いはいたしません。今の休憩中のいろいろないきさつの部分も話しを承って取り上げることはできないというふうに解釈してください。

成田委員：取り上げない。少数意見はだめなんだな。少数意見と言うよりも、該当しないからだめだということだな。

熊倉委員長：そうです。

成田委員：そしたら、「戻れ」と言えばいいんだわ、新設に。

熊倉委員長：その他、何か。まだまだ意見があればいただきたいと思いますけれども。

委員長としては、パターンにない意見もおっしゃられたんですけども、できればどちらのパターン、あくまでも中立の発言が前からあるのですけれども、どのようなお考えがあるか、そういういろんな今までの意見を聞いたうえで、まだすぐ結論は出ませんか。

まだもう少し頭の整理をするという時間が欲しいということであれば、そのように取り計らいたいと思いますけれども。ただ、意見としてずっと中立というのであればいいんですけども、先ほどパターンのない部分が発言あったものですから、それできちっと整理していかなければならないと思いますので。

酒井委員：ここの小委員会で多数決で決めるわけではないんでしょう。

熊倉委員長：いや、最終的にはやっぱりそういうこともあり得ると思います。

酒井委員：最終的には数で決めるわけですか。

熊倉委員長：今のところ私は議論が出尽くすまで、委員長としてはその方針をとりたいと思いますけれども、最終的にはやっぱり委員の中から「決をとれ」ということであれば、そうせざるを得ないと思います。

私としては、今いろいろ議論が出尽くしているわけでございますけれども、先ほどあいさつの中でも申し上げましたように、このあたりで共通委員の方から参考になる意見を拝聴したいなど、こう思っていますので、まず最初に田中委員から、ひとつよろしくお願いします。

田中委員：共通委員の田中でございます。共通委員として、どちらがいいかということ、これは言えないと思いますけれども、本日議論されていますパターン1 - 4、それからパターン3ですか、パターン5まであるのかもしれませんが、この制度の内容については、各委員の皆さん既にご理解されていると思いますので、私からは現在の状況とか、それから皆さん方意見出されましたので、それらを踏まえて私なりの意見をちょっと述べさせてもらおうかなと、この機会に思います。

まず、いわゆる在任特例ですけども、この制度につきましては、合併市町村の議会議員が合併に伴って身分を失う場合があるということで、その市町村合併の障害になることを考慮して設けられた特例制度というふうになってございます。特に、在任特例については、その合併協議会において作成されます市町村建設計画、こういうものの実効性を高めるために、合併前

の議会議員が合併後も引き続いて、その合併市町村の議会の議員であることを一定期間保障して、その意見等を市町村計画等に反映させることが必要ではないかといったような観点から、設けられているということだと思えます。したがって、厚田村、浜益村の委員の皆さんから意見があったように、合併後せめて2年程度は、今のあれからいくと2年程度になりますけれども、少なれば1年ぐらいになるかもしれませんが、予算、新市建設計画とか、それから調整した事務事業の実施状況などについて、新市の議員として責任を持ちたいというお話しでないかなと、こう思います。まさしくこの在任特例については、そのようなご意見や今後の懸念を解消するために設けられたものと言うことができると思えます。

また、これまでもこの小委員会でいろいろ事務局の方から資料が配付されていますけれども、その制度の適用パターンなどを見ますと、道外の編入合併における最近の制度の適用状況を見ますと、ほとんどがこの事例においては、在任特例を活用している状況にありますので、合併市町村については、この制度の趣旨を総合的に判断して活用を決めたのではないかなと、こういうふうに思います。ただ、パターン1 - 4については、これは地方自治法のいわば公職選挙法に基づいた本則の制度でありますけれども、この在任特例、定数特例もそうですけれども、この在任特例については、あくまでも合併特例法に基づく特例という制度でありますので、この特例ということが問題になっている場合がございます。それは先ほど酒井委員の方からもちよっとお話しが出ていましたけれども、道外で話題になっています香川県の東かがわ市ですが、こちらの方は編入合併なんですけれども、東かがわ市の場合は新設合併ということなんですけれども、在任特例を活用してやるということで、整理したみたいなんですけれども、たまたま3町のうちの一つが大体任期満了に近い町があって、在任特例をすることによって、新設の場合2年ありますので、引き続きまた2年プラスになると。6年ずっと続くということで、それはおかしいのではないかということで、すぐ近くにあった市長選挙で、その在任特例を使うのはおかしいのではないかという議論があって、結果的に議会側としては一たんその合併協議会において合意した事項であるので、これはもう住民の理解を得ているのだということをつぶねたみたいなんですけれども、議会解散のリコール運動が起きて、結果的には住民投票が行われたということです。住民投票では有効投票の9割を超える住民の方が賛成したということで、議会が解散して、その在任特例がなくなって、先ほどから議論されています少ない議員定数、もともとの議員定数でもって選挙が行われたということが現実にはあります。

この東かがわ市の事例については、先ほど言いましたように新設合併ということで、こことはちょっと違う特別なことかもしれませんが、またいろいろ地域において事情があると思えます。今言ったような事例を単純に比較することにはならないわけですが、ただ最近の市町村を取り巻く環境、行財政をめぐる環境というのは厳しくなる一方だということで、さらに国の三位一体改革などで交付税が減ってくるといったようなことも予想されていますので、財政運営にあたっては、合併の効果というものを最大限活用して、健全財政運営というものが求められてくるのではないかなと、こう思います。したがって、合併に伴う住民サービスについては、必ずしもサービスが高く、負担は低くといったようなことにはならない現実もあるのではないかなと思えます。

こうした中でも、極端な言い方をすると、住民の方から見ると、議員だけがこの在任特例などを使うということになると、特例を使って何か特別なことをしているというふうに受けとめかねないということも現実問題にはあるのかなと。どっちがいいということは議論されて、こ

れから決められると思うのですけれども、そんなこともちょっと考えられるのかなと思います。したがって、全国的にはもう少数ですけれども、この在任特例を使わないでやっている市町村も、定数特例だけでやっているとか、そういう在任特例を使わない事例も中にはあります。

いずれにしても、合併にあたっては、住民の意見というものが尊重されるというべきことは当然でありまして、議員の身分の取扱いの問題についても、財政負担の軽減とか議場の大きさ、こういう行政的な観点だけではなくて、自分の意見を十分に考慮したものとなることが必要ではないかと考えます。そういう意味では、地域の意見を反映させるための方策としては、議員のこの定数だけではなくて、ほかにもどのようなものがあるかということについても、さまざまな方法を検討する必要があるのではないかなと思います。

その一つには、第27次の地制調の最終答申でも示された地域自治組織、こういうものの意見が反映されないというのであれば、こういうものの役割もあるのではないかなと思います。この地域自治組織については、まだ中身がはっきりしていないので、これから法案化というのがどういうふうにされていくのかということがちょっと見えないのですけれども、今後そういう内容が明らかになれば、地域自治組織等小委員会もありますので、検討が進められていくのかなというふうに思います。

長々としゃべっていますけれども、私の意見の結論ですけれども、この議会議員の定数と任期の取扱いについては、地域自治組織のあり方も含めて、他の協議項目とも密接に関連するものがあると思いますので、慎重に検討を進めていくことが必要であると考えます。したがって、こういうものがちょっと見えてくるまで、もう少し時間かけて、状況を見きわめて判断しても遅くないのかなと。年明けの通常国会にこの辺の話しが、法案提案がされていくということがあります。その前に当然その中身が見えてきますので、その辺も視野に入れながら、検討をしていったらいいのかなというふうに考えています。以上です。

熊倉委員長：今、田中委員からは、財政運営にあたっては最大の配慮が必要だよと。それから住民に特別なことと受けとめられかねないという、そのいろんな部分。それから今地域自治組織の反映、これがもう少し後の結論になるかと思うので、もうちょっと見合わせたらというようなご意見がございました。次に、佐藤委員、ひとつよろしくお願いします。

佐藤委員：佐藤でございます。どちらがいいかという結論は、私の立場では申し上げない方がよろしいのではないかと思いますので、それは申し上げます。ただ議論をお伺いした感想といいましょうか、ちょっとお話しをさせていただきたいと思います。

一つはこの合併協議会の意味であります。これはもう皆さんご承知かと思うのですが、先ほど来お伺いしていますと、もう合併は決まったと。しかしこの案では受け入れられないとか、この案だと受け入れられるとか、そのようなお話しをなさっているようにも聞こえました。

最初にこの協議会の会長であります石狩市長がおっしゃったように、この合併協議会は言ってみれば、合併をするとしたらこうした案があり得ると、それとそれぞれの市、村の今後の状況、その他を含めた、これはそれぞれの市村が準備するということになっていましたけれども、それと市民の皆さん、あるいは村民の皆さんにお示しをして、一体どちらなのかということを選択する手がかりを与えるための協議をするんだということであったかと思います。 したがって、どちらを選びましてもどこかの市、あるいは村の住民の皆さん方の意見が、「いや、それでは合併はできない」ということになれば、それはそれで終わり。終わりといいますが、合併はなしということになってしまうわけです。

ですから、ここでは何か合併をすることを前提にし過ぎた議論というものをして仕方がないのかなというふうに思いますので、できればその辺でどちらかの方向、どの方向がよりそれぞれの市なり村の住民の皆さん方の、もし合併をするという場合に賛同を得られる案であるのかなというようなことをご検討いただくか、あるいはその逆になるかですけれども、恐らくお集まりの皆さん方は、合併した場合にどうなるかという方向の説明を、せっかく集まって協議をなさっているわけですから、そちらを望むのではないかと思われませんが、そうした方向で何らかの決定をするのが望ましいのではないかと思います。

それと2点目は、条例、予算について、新しい市の条例、予算は誰が決めるんだというお話しがございましたけれども、これにつきましては今田中委員のご発言にもございましたように、やはり新市建設計画の中で、相当程度道筋をつけることができるのではないかと思います。またそれが実際に実現されているかどうかということにつきましては、議会、それから新しい市民の皆さん方がまた判断をしていくということになるかと思しますので、その点は必ずしもその新しい議会に全部の議員さんがいらっしやなくても大丈夫かな、むしろこの合併協議会でその部分をきちんと決めていけば、問題はないのではないかと思います。

そのようなことですので、あともう一つの選択肢は議員特例、この議員の定数をめぐって、合併協議会がなくなるというパターンもあり得ると思うのですが、やや不穏当な発言かもしれませんが、それでいくのかどうかということも考えなければいけないであろうというふうに思います。選択肢はいろんなものがあるわけですが、せっかく始まった合併協議会ですから、どこかでそれぞれ折り合いをつけて、決定をなさるのがよろしいかと思います。

ただ、どれぐらい急がなければいけないのかと、これ事務局からの話しは何も聞いていませんのでわかりませんが、それほど今日ここで決めなければいけないというほどの切迫性というのはあるのでしょうか、ないのでしょうか。後でお伺いしたい。もし切迫性があるのなら、それは決めなければいけないでしょうけれども、そういう切迫性がないとすれば、まだもう少し時間があるのかなというふうに思っています。以上でございます。

熊倉委員長：はい、ありがとうございました。私がインパクトに残ったのは、やっぱり住民に受け入れられる案が今後あれば、検討しよう、した方がいいのではないかと、こういうご指摘だったと思いますし、そういうことを踏まえてまた今後議論しなければならないという、共通委員お2人ともそんなに今、今日すぐ結論を出せというご意見も第三者的に見て、ないようでございます。

私委員長としても、できればこういう議論をもう少し交わした方が、そして特に住民に受け入れられる案が今後あれば、お互いの中で検討しようやという、このことがちょっとインパクトがあったわけございまして、委員の皆さん、今、共通委員の意見を聞いて議論があればお伺いしたいと思います。

なければ暫時休憩して、両村の副委員長とともに、ちょっと事務局と打ち合せして、それからまた会議を始めたいと思いますが、意見があれば受けたいと思います。

(「なし」の声)

熊倉委員長：それでは、暫時休憩をいたします。

(休憩)

熊倉委員長：休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この後、事務局にご説明を願いたいのですけれども、残された期間、例えば私どものこの小

委員会で結論を出す期日が残されているのだらうと思うのですけれども、その期間がどれくらいあるのか、事務局から説明ができれば、お願いします。

清水事務局次長：残された期間というのは、それは明確にちょっとお答えはできないのですけれども、今年の2月に皆さんにお集まりいただいて、第1回目の合併協議会で示したスケジュールでいえば、来年の5月にもすべて終わるという話しになっております。そうしますと、小委員会での話しというのは、当然1カ月、2カ月前には終わっていなければならない。となると、大体3月ごろという話しになっておるのですが、ただ、今の状況は全体が約2カ月遅れとなっております。協議会全体がです。それと皆さんご存じのように、第27次地方制度調査会の答申を受けて、総務省の方で法案改正を行う予定となっております、それが順調にいけば合併特例法でいう合併の期限、それが議決がされれば合併する日をずらして、17年3月31日をまたいで4月1日以降でも、18年度の末まではいいという形になっております。

そういう状況も出てきておりますことから、若干の遅れも吸収されてくる状況にはございます。ちょっと長々しゃべりましたけれど、その2カ月の遅れというのも吸収されるという話しに考えられます。ということであれば、当初の予定3月が5月ぐらいにずれ込むことも可能でしょうし、最終的なものが5月か7月、夏ぐらいまでずれ込むということも、十分議論の時間的には余裕が出てきているのではないかと考えられます。

今そういう状況でございますので、差し迫っていついつまでとはちょっと申し上げられませんが、リミットとして考えるのでは春ぐらいまでは大丈夫なのかなという、その程度のお答えになりますが、よろしくをお願いします。

熊倉委員長：はい、わかりました。

3. その他

第5回会議の開催日時等について

熊倉委員長：ただ今の事務局の説明の中で、未確定の部分が多いということでございますので、次の開催日時につきましては、委員長と、当然、副委員長にも相談しますが、事務局にご一任願いますか。

(「異議なし」の声)

熊倉委員長：異議なしの声がございまして、一任願いたいと思います。

本日非常に激論が交わされて、本当の小委員会の意見が出たのかなと思いますけれども、今共通委員のお二方からお話しがございましたように、やはり住民に受け入れられるような形のこの議会議員の部分があるかと思っておりますので、1カ月後になるか、2カ月後になるかわかりませんが、委員の皆様はひとつその部分を踏まえて、また地元に戻っていろいろご議論されて、次の委員会に持ち寄っていただきたいと、こう思っております。

4. 閉 会

熊倉委員長：これで、本日の会議を閉めたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声)

熊倉委員長：それでは、どうも本日はありがとうございました。以上をもちまして、終わらせていただきます。

上記小委員会の経過を記録し、その相違ないことを証すため、ここに署名する。

平成 16 年 1 月 26 日

議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会

委員長 熊 倉 正 博